

岐阜県公報

号外 (一) 平成二十年三月三十一日

目
次
例

岐阜県税条例の一部を改正する条例

(税務課)

ページ

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県税条例の一部を改正する条例 (条例第二〇〇四号)

一 自動車取得税

1 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成二〇年五月三一日まで延長することとした。
(附則第一五条関係)

2 排出ガス性能及び燃費性能の優れた大型ディーゼル車に係る税率の特例措置について、その適用期限を平成二〇年五月三一日まで延長することとした。
(附則第一五条関係)

3 免税点の特例措置の適用期限を平成二〇年五月三一日まで延長することとした。
(附則第一五条関係)

二 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

条
例

岐阜県税条例の一部を改正する条例を以下に公布する。

平成二十年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 筆

岐阜県条例第三十号

岐阜県税条例の一部を改正する条例

岐阜県税条例（昭和二十五年岐阜県条例第二十二号）の一部を次のよう〔に〕改正する。
附則第十五条第五項、第六項、第八項及び第九項中「平成二十年三月三十一日」を
「平成二十年五月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日印刷
平成二十年三月三十一日発行

発 行 所 者

岐 阜 県 庁 稟
岐阜市薮田南二丁目一番一号

印 刷 者 岐阜市三輪ぶりんとびあ十三
印 刷 所 岐阜市三輪ぶりんとびあ十三
定 価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税一二八六円を含む。）
一一
岐 飯 尾
阜 文 芸
社 審